

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊少第48号

令和2年2月17日

不良行為少年の補導について（通達）

【概要】

本通達は、不良行為少年の補導活動を推進し、少年の非行防止を図り、その健全な育成に資するための活動要領を示したものである。

本通達の主な項目は、

- 不良行為少年の補導の目的
- 不良行為の種別及び態様
- 不良行為少年の補導に当たっての基本的な心構え
- 不良行為少年の発見時における措置

等である。